

第3回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会
区役所のあり方検討部会

第3回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会

1 日 時 平成27年9月4日（金）午前10時

2 場 所 第4庁舎4階第3会議室

3 出席者

(1) 委 員 伊藤部会長、秋山委員、名和田委員

(2) 職 員 加藤市民・こども局長、武田区政推進部長、袖山行財政改革室長、岸行財政改革室担当課長、阿部企画調整課担当課長、勝盛自治推進部担当課長、中野財政課職員（谷村財政課担当課長代理）、河合地域包括ケア推進室担当課長、山崎区調整課長、金子区調整係長、成沢区調整課担当係長

(3) 事務局

4 議 事

①区における住民自治の現状について

②区民会議のあり方について

③その他

5 傍聴者数 なし

午前9時58分開会

区調整課長 それでは定刻の若干前ですが、先生方おそろいですので始めさせていただきますと存じます。

ただいまから第3回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます市民・こども局区政推進部区調整課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の部会は公開とさせていただきます。傍聴及びマスコミの方々の取材を許可しておりますので、御了承いただきたいと存じます。今のところまだいらしていませんが、途中から入ってくる可能性がございますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成いたしまして、委員の皆様には後ほど御確認いただいて公開の手続きを進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。また、今回も会議録の速記事務を委託しております澤速記事務所の方が同席しておりますので御了承ください。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料の一番上が本日の次第でございます。2枚目が座席表でございます。3枚目が委員の皆様の名簿がご

ざいます。次に、資料1といたしましてカラーの自治基本条例のパンフレットがござ
います。資料2といたしまして、同じくカラーの区民会議のパンフレットでございま
す。資料3、A4の横でございしますが、「第5期区民会議について」というタイト
ルの資料でございします。続きまして、資料4、同じくA4の横で「各区区民会議の委員
構成等について」でございします。続きまして、A3横の資料5でございします。「区民
会議のあり方 検討用資料」でございします。

続きまして参考資料でございしますが、A3の横、参考資料1、各政令指定都市にお
ける区民会議等の設置状況でございします。同じくA3の横、参考資料2「各区の区行
政における市民参加の取組について」でございします。最後に、参考資料3「各区まち
づくり推進組織の取組状況一覧」、A3の縦でございします。

そのほか委員の皆様の資料の前に、前々回の部会で宿題となっておりました地区町
内会連合会ですとか民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、中学校校区の地区割
りの地図を参考に置かせていただいております。OHPのフィルムでも御用意してお
りますので、後ほど御議論の際に必要なに応じて写しを出させていただきたいと存じま
す。重ね合わせるによりまして、地区割りの現状比較ができるようになっており
ます。

以上、資料の御説明でございしますが、特に不備等はございませんでしょうか。

2 議 事

区調整課長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。存じます。

ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。伊藤部会長、どうぞよろ
しく願いいたします。

伊藤部会長 よろしく願いいたします。それでは、次第に従いまして、議題1の区にお
ける住民自治の現状について事務局から御説明をお願いいたします。

自治推進部担当課長 それでは、私は総合企画局自治推進部、勝盛と申します。資料1
「進めています！ 市民自治」のリーフレットで自治基本条例につきまして簡単に御
説明をさせていただきたいと思っております。

開いていただきますと条例の条文がございしますが、これにつきましては後ほど御参
照いただければと思っております。

まず条例制定の経緯でございします。平成12年の地方分権一括法の施行によりまし
て、地方分権の本格化により、それぞれの自治体で地域に身近なまちづくりができる
ようになり、自分たちの地域のことを自分たちで決定し、自律的運営を行うことが当
時求められておりました。川崎市の場合は7つの区がございまして、それぞれの特徴
に合ったまちづくりが必要で、本市がどのようにまちづくりを進めていくか、その自治

運営に関する基本を示したのが自治基本条例でございます。

この条例は、平成15年に市民委員30人、学識委員4人で構成する自治基本条例検討委員会を設置いたしまして、翌年、この委員から60回に及ぶ討議を経て報告いただきまして、平成16年に制定し、17年4月に施行されたものでございます。今から10年前ということでございます。

主な内容といたしましては、市民と自治体との関係のあり方、市民、議会、市長その他の執行機関それぞれの暮らしやすいまちづくりを進めるための役割と責務を定めておりまして、あわせてリーフレットの右側にもございますように、自治運営の3つの基本原則をお示ししてございます。

まず情報共有の原則でございますが、これは市政に関する情報を共有することでございます。

次に、参加の原則でございます。これは市民の参加のもとで市政が行われること、市民が暮らしやすい地域社会をつくるために市政に主体的にかかわり行動することでございます。

次に、協働の原則でございます。これは暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うものでございまして、市民及び市が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもとで、相互の立場を尊重しながら対等な関係に立って協力することでございます。

本市は自治を営む上で3つの原則に基づきまして市政の運営を行うもので、この条例に基づき、市と市民がお互いに協力し合う、よりよいまちづくりを進めているところでございます。

また、リーフレットを開いてちょうど中ほどの下にもございますように、この条例では区及び区役所の設置ですとか区役所の組織や機能等の整備、また区民会議などについても定められております。区民会議につきましては、後ほど別の担当から説明がありますので、私からの説明は割愛させていただきます。

裏に参りまして、今日まで区民会議やパブリックコメント手続、協働型事業のルール、住民投票条例など情報共有に関する取組や参加に関する取組、協働に関する取組、そして区に関する取組など自治に関する制度、仕組みを整えてきたところでございます。

非常に簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

伊藤部会長 ありがとうございます。それでは続けてお願いいたします。

区調整係長 市民・こども局区調整課の金子と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは区民会議について御説明させていただきます。資料はカラー刷りの資料2を御用意いただけますでしょうか。1枚お開きいただきますと、中に黄色いレジュメが入ってございまして、こちらに川崎市自治基本条例——先ほど御説明がございました

が、それと川崎市区民会議条例が載っております。

自治基本条例の第22条に区民会議について定められておりまして、平成18年4月に施行されました川崎市区民会議条例に基づきまして区民会議は運営されております。

リーフレットの方でございますが、お開きいただきました一番左上のところに「区民会議とは？」とございます。暮らしやすい地域社会を目指して区民の皆さんが中心となって参加と協働により地域社会の課題の解決を図るために調査審議をする会議ですという形で定められております。

左側に区民会議の所掌事務とございますが、区民会議の主な役割としましては、区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針や方策についての調査審議を行うことと定められております。

真ん中のところに委員とございますが、区民会議の委員は各分野からの団体推薦、公募、区長推薦の委員20人以内で組織しまして、市長が委嘱します。同時に、ここには書かれてございませんが、第4条に任期も定められていまして、任期は2年と定められております。

その右側に区民会議参与とございますが、こちらにつきましては、市議会議員、県議会議員は選挙区とされる区の区民会議に参与として出席することができ、話し合いの場で必要な助言をいたします。こちらの参与につきましては、地方公務員法上の特別職の参与とは異なる扱いでございますので、区民会議参与という形で明記をさせていただいております。

そのまま右の方に行きまして、区民会議の仕組みです。区民会議の調査審議を経て出された提案は、より暮らしやすい地域社会を目指して、区内の関係団体などと連携しながら地域で実践されますというところで、こちらに仕組みの流れ図が書かれております。

まず区民の暮らし・地域社会の課題というところの区民会議、青いところですが、課題の把握ということで、地域の状況や課題について意見交換し、整理・分析をいたします。その後に審議課題・テーマの選定ということで、区民会議で調査審議する課題・テーマを選びます。そして課題解決策の検討ということで、解決の方向や取組の担い手など様々な視点から話し合いを行います。その結果が審議結果として課題解決への取組、緑のところに行きますが、まずは区長に報告、取組の実践、課題の解決ということでこれを最終的には暮らしやすい地域社会へつなげていくという仕組みとなっております。

1枚お開きいただきますと、現在、平成27年度は第5期の2年目ということになりますが、ここに今までの各区の取組ということで区民会議の調査審議の状況、課題解決に向けた主な取組の紹介をさせていただいております。各区、このように課題とそれに対して取組ということでいろいろな形で成果を上げてきたところでございます

が、この10年間で主にコミュニティですとか防災、子育てといったところがテーマとして多かったという集計がございます。

閉じていただいて一番最後のページを御覧いただきたいのですが、真ん中に区民会議の歩みとございますが、先ほど出ましたように、17年4月には自治基本条例施行。この後、各区において試行の区民会議を開催いたしまして、平成18年4月に川崎市区民会議条例が施行されたことで第1期の任期2年がスタートしておりまして、現在が第5期の2年目ということで、ちょうど10年目を迎えたところでございます。

一番上にフォーラムとありますが、各区区民会議におきましては、フォーラムや写真展を開催しまして、区民の皆様に活動内容や提言を紹介いたしまして、課題解決のための取組が広まるような様々な工夫をしております。

そうした広報につきましては、区民会議だよりや区民会議ニュース、あるいはホームページ等で区民の皆様に活動内容や進捗状況、会議の開催日程等のお知らせをしております。

その下左側、7区交流会につきましては、毎年2月頃各区の委員同士の交流、情報交換を行い、相互の連携を図るための交流会を開催させていただいております。

傍聴につきましては、どなたでも傍聴ができますので、会議の開催日程は市政だよりや各区のホームページでお知らせして傍聴の御案内をさせていただいております。

資料がかわりまして資料3でございますが、こちらが「第5期区民会議について」ということで、平成27年度が第5期2年目でございますが、平成26年度の運用状況を御紹介させていただきたいと思っております。上の段でございますが、開催実績は本会議と部会を合わせまして96回、委員の人数は20人の7区ということで140人、男女の構成は男性94人、女性46人ということで、女性の割合が32.9%、平均年齢は64.1歳、公募委員の比率は20%という形となっております。

その下の段が審議調査テーマとなっておりますが、各区ごとに部会を設けましてその中で審議テーマを定めて、このような形で調査審議をされているところでございます。

次に資料4でございますが、資料4は「各区区民会議の委員構成等について」でございます。区によって20人の中での委員の構成が若干異なっておりまして、その御説明をさせていただきます。一番左側に全体会議の回数がありますが、年に3回から4回という回数の全体会議を開くとともに、先ほど御紹介の部会の方でまた会議を開くという形となっております。開始月につきましては、川崎区と宮前区は4月開始、そのほかの区は7月から開始ということで、ここから2年間の任期があるという状況でございます。

委員の内訳につきましては、公募委員が2人から多くて5人、それから区長推薦がないところもありますが、多いところは8人あるという状況でございます。推薦団体

として名前が挙げてあるところは、おおむね各区にあるような団体なのですから、そこからこのような形で、〇がついているところが各1名ずつ推薦をいただいております。真ん中のあたりに文化協会さんですとか社会福祉協議会さん、町内会連合会さんとございますが、ここは各区ともに委員を団体の方から御推薦いただきまして運営をしております。町内会連合会のところで高津区が5人、宮前区が2人、ここは少し特徴的なのかなと感じます。一番右側のその他の団体につきましては、それぞれの区の特徴があるところで、例えば川崎区の歴史ガイド協会、TMO（タウンマネジメント）協議会ですとか、余りほかの区にはないようなところからもこのような形で推薦を得ているところでございます。

備考のところにありますように、高津区につきましては町会連合会からの推薦及び公募につきまして、高津地区、橘地区という形で地区別に分けて選出しているという特徴がございます。

区民会議制度につきましては、以上で御説明を終わらせていただきます。

伊藤部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの区における住民自治の現状に関する御説明で委員の皆さんから御質問、御意見等あればお願いいたします。いかがでしょうか。

秋山委員 2つ質問なのですけれども、1点目は区民会議のメンバーというのは比較的固定的なのか、何年かごとに入替えるというような、新しい人をどんどん入れていくような感じになっているのかというあたり、それぞれ区によってバリエーションがあると思うのですけれども、教えていただきたいというのが1点。

それから、それぞれの区が広報で区民会議ニュースというのをつくられていて、これもすばらしいと思ったのですが、これは全戸配布というか、その地域の方には皆さんの手に渡るような形で配られているのかというあたりを教えていただきたいと思っております。

区調整係長 まず1点目でございますが、委員は2年の任期ということで、再任を妨げるものではないのですが、基本的には入替わるような形で、中には期をまたいでやられる方もいらっしゃるという状況で、それは区によって事情が異なってくるような形となっております。

それから区民会議ニュースにつきましては、これも区によって異なってくると思うのですが、全戸配布は恐らくはしていないという状況で、区によっては町会の回覧板に載せるような形でやっていると聞いております。

秋山委員 そうすると区によってと。分かりました。

伊藤部会長 最初の点ですけれども、資料4の各団体から推薦されるのがバリエーションがかなりあります。これも入れ替えてやっているということなのですか。それとも区ごとに枠はこの形である程度固定的に運用されているということなのですか。

区調整係長 ある程度は団体というところでは固定であるかと思います。推薦団体と名前がずらっと表のところに出ているところです。その他団体につきましては若干の入替えがあるのかなと感じております。

区調整課担当係長 補足ですけれども、委員は基本的に1期2年で1回まで再任というのが原則の形なのですけれども、会議の連続性みたいなのところも区によっては意識されているところがあって、まるっきり20人をすぱっと入替えようというよりは、もし差し支えなければ連続してやっていただくとか、そういうことも少しお願いをしながらやっているところがあるかと思います。

名和田委員 今の感じだと、委員はかなり変動しているというニュアンスかなと思ったのですね。2年だけ再任は妨げないので3期、4期ぐらいはやる人がかなり多いということではなくて、むしろ2年ですぱっと替わってしまう人が非常に多いという感じかなと思ったのですけれども、そういう理解でいいのでしょうか。町内会連合会から推薦される人もそんなに頻繁に替わってしまうのでしょうかという質問です。

ついでにもう一つ質問は、基本的な用語の理解なのですけれども、住民自治という言葉が議題に使われているのですが、住民自治というのは地方自治論の世界では自治基本条例に言うところの参加の意味に使われているわけなのですが、今、市町村ではそういう意味に使っていないのです。どっちかというところと協働の意味に使っていて、この部会では、あるいは川崎市の市役所の中では住民自治というのは参加の意味でよろしいのか、それとももうちょっと広い意味で使われているのか確認させていただきたいと思います。

区調整係長 最初の質問でございますが、委員は入替えがあると伺っているのと、町内会連合会につきましては区側がこの方と指定というよりは、町内会連合会側がこの方を出したいというところで、続けて同じ方を出してくるところもあるし、あるいは期によって入替えるところもあると伺っております。

自治推進部担当課長 2つ目の住民自治の答えになっているかどうか分からないのですが、協働という考え方は参加がないと協働ができないという前提がございますので、基本的には地域のことだとか私たちの身の回りのことは私たちがやっていこうよという意識というような形だと認識してございます。

名和田委員 自治体の職員の方と議論するときに、住民自治という言葉が出たらどういう意味で使っているか、こっちは非常に不安になるのですね。多分、伊藤先生などはおそらく講義で最初の方で話されているような団体自治と対比させた意味の、例えば1人1票の選挙権を持って、市議会や市長を選挙するとか直接請求ができるとか、住民自治というのはもともとはそういう意味なんですよ。ところが、今、市町村の現場ではそういう意味で使われていないことが多くて、そこにコミュニケーションギャップが現に生じています。国の官僚はいまだに住民自治というのをさっき言ったような

意味で使っていて、市町村の人と話していると、この人は何を言っているのかなという受け止め方になる。他方で市町村の側も国のお役人に何か意見が通らないなという感じを持つ。そこに住民自治という言葉の理解の大きなギャップがあることがよくあります。

自治基本条例で参加と協働と情報共有という3つの自治運営の原則を定めておられるわけですが、住民自治というのは伝統的には参加の意味で使われていて、参加がなければ協働がないと、私もそう思いますが、しかし、一応概念上は区別されるわけですね。参加が余りないまま協働を求めているような、そういう自治体もありますし、そこは一応概念上は区別されて、だからこそ3つの基本原則と言っているので、区民会議は、この後議題になりますけれども、どっちかというところ自体は参加の仕組みです。調査審議をしてこうあるべきだということを提言する。では、その提言した結果、その実行を誰がやるのかというときに、区役所もやりますが、住民もやりましたよと、これが協働ですよ。ここをしっかりとっておかないと、コミュニケーションギャップが常に生じてしまうという気がします。川崎市でそのあたりをある程度共通理解があって住民自治という言葉が使われていればよいのですが、これまでの経験だとちょっと不安だなということが時々ありました。

行財政改革室長 補足で、先ほど資料1で自治基本条例の御説明を差し上げていますが、これの開いていただいた左の方で、川崎市では自治基本条例上では「市民自治」という言い方をしています、下から2つ目の絵になっているところに「市民自治とは」というのがあって、この中で住民自治と団体自治というのがある。ただ、これは自治法上の住民自治とはちょっとニュアンスが違いかもしれなくて、参加だとか協働だとか情報共有だとかという自治運営の基本原則に基づいて、市民が主役の自治というところをうたいたいがための言葉ですので、そういう意味では自治法上の住民自治というよりは、もう少し市民を主体に捉えるような形での住民自治。

ただ、今回の議題の住民自治というのは、ここで言っている市民自治の中に入っている団体自治の方よりは、住民自治の方に比重がかかっているような議論をしていたきたいのかなと理解しています。

伊藤部会長 本来であれば、住民の一定の代表者が参加をする形で何らかの自己決定ができるような仕組みというのが住民自治のあり方だと思いますけれども、第30次地方制度調査会的时候も議論していて中身はかなり拡散しました。例えば大都市の中で何らかの住民自治の仕組みが必要だというようなことを言うときには、必ずしも選挙で選ばれる住民代表機関を置けとまでは言わない。何らかの参加の仕組みというかなり茫漠とした使い方もしていたりして、そこがこの住民自治という言葉に何を込めるかというのは文脈によってかなり変わってくると思います。名和田委員おっしゃったように何を意味しているのかというのを注意して使う必要があると思います。

私からも質問ですけれども、1つは資料3の区民会議の運用状況のところですが、平均年齢がかなり高いということで、開催は通常、平日の昼間ということで理解してよろしいのかどうかというのが1つ。また、審議テーマが各区でいろいろと特徴があるわけですけれども、テーマを選ぶといえますか、議題を考えるのはあくまで区民会議の委員の方がそれぞれ話し合っていて決めているのか、それとも区の方で何らかのアドバイスのものがあるのかどうか。その辺をもし御存じでしたら教えていただきたいのですが。

区調整係長 まず開催の時間帯でございますが、これも若干区によって異なりまして、夕方6時から開催のところもあれば、日中3時ぐらいから開催するところもございます。夜やると、主婦の委員の方はなかなか来られないとか、逆に日中やると働いている方は来られないとかいろいろ難しい部分はあるかと思うのですが、その辺は区によって異なるところでございます。

新規テーマにつきましては、基本的には委員で話し合っていて決めていただくというところもありますが、条例上、行政の方から提案というか出したものを審議していただくということもできなくはないので、場合によってはそういうアドバイスというわけではないのですけれども、何かそういったところを提示した上での審議テーマを決めていくという状況もあるかと思われまます。

区調整課長 補足いたしますが、その審議テーマを委員の皆さんが決める際に、事前に区民アンケートのような形をとりまして、それをもとに議論していただくという形をとっている区もございます。

伊藤部会長 基本的にはテーマは2年間で話し合いをして、その結果を報告するといえますか、まとめるというような形で運用されているという理解でよろしいですか。

区調整課長 されているところもございまして、1年ずつテーマを変えてやるような場合もございまして。それは多分テーマの内容によって使い分けているかと思えます。

区調整係長 こちらで幾つか、例えば中原区で言うと部会、審議テーマは1つしかないのですが、1つのことを終わらせてから次にまた新たなテーマを決めてやっていくというやり方もございまして、ほかの区のように部会が2つないし3つあって、2つのテーマを専門部会として委員を2つに分けて並行してやっていくというようなところもございまして、そこは特に縛りはありませんので、区によって特色を出してやっているというところでございます。

秋山委員 今日いただいたこの立派なパンフレットというのは、全部の市民に配布されているものなのですか。

区調整係長 区民会議の方で言いますと、特に全部の市民ということではなくて、どちらかという区民会議ニュースの方が町会を通じて配布とか、そういうことになっておりまして、こちらはそこまでは配布されていません。

秋山委員 どのように配布されているのですか。

区調整課長 基本的には区役所とか支所・出張所の市政情報コーナーとかに置いてあって、あと区役所の窓口、カウンターのところに置いてあるということです。

区政推進部長 あとホームページが適宜、訂正、修正を加えられますので、ニュースを補完するような形でホームページへ新しい情報が載っていく。各区のページの分かりやすいところに見出しを置いて、御覧いただけるような形で広報しているところもあります。

秋山委員 前回の会議の中で、区民会議自体が市民に知られていないという指摘があったと思うんですが、こういう市民自治とか区民会議があるということ自体をもっと市民全体が理解する中で区民会議のメンバーが選ばれていくというような、そういうボトムアップの情報提供をやっていかないと、どうしても一部の方だけ、こういうものに関心を持っている人だけが自らアクセスしていくという形になってしまうのかなと思いましたので。

行財政改革室長 自治基本条例の方なのですけれども、たしか一番最初のときは町内会を通じて回覧していただくような形を最初だけはとったと思うのですね。これもそのバージョンが随分変わってしまっていて、後ろのページがその期にどういう取組をしたかという進捗状況みたいなものを報告するような形でバージョンアップをしていって、そのバージョンアップをした分については、もしかしたら区民会議のパンフレットと同じようにして、資料コーナーだとかホームページへのアップだとかをしているのかなと思います。

自治基本条例の場合は、これもたしか自治推進委員会か何かで御提言をいただいたのかもしれませんが、市民といってもいろいろな市民の方がいらっしゃるんで、当然お子様もいらっしゃるんで、お子様にも分かっているようにとキッズ版みたいな形で、あとはDVDもつくったりだとか、いろいろと広報手法は工夫はしているのですけれども、区民会議よりも認知度が低い。

名和田委員 自治基本条例の市民向け広報資料は、ここにも2005年と書いているみたいに変っていない。ただ、区民会議の市民向け広報資料は毎年更新していますか。

区調整係長 はい、毎年更新させていただいています。

名和田委員 これはすばらしい。だから私は各年度、全てではないですけれども持っているんですね。本日いただいたもの自体は更新しているのですか。

行財政改革室担当課長 23年11月発行です。

秋山委員 せっかくよいものをつくっても、それが届かないともったいないなという思いもあるので。

区調整課担当係長 補足なんですけれども、このパンフレットの後ろの広報というところに、私は昔、宮前区役所にいたものですから、委員がおっしゃるように区民会議を知

ってもらいたいという思いがありまして、そのためにはこういうパンフレットも大事なのですが、やっていること、区民会議へ出た提案を実際に実践するとき、実はこれは区民会議の提案から出たものなのだとことを知ってもらうことが大事だと。ということで、このみやまえ区民会議だよりの左側に青く丸くなっているのがあると思うんですけども、区民会議の提案で出てきた取組にはこれを必ずスタンプのように押そうということを当時やったのですね。

ただ、そういうことをやっても、それがどれだけ効果があるかということは、その後の検証は私もできていないのですが、そういった取組をやるときにはプレスリリースをして、こういうことをやりますよというときも、必ず区民会議の提案に基づきということを書いていて、取材が来たときは、これは区民会議の提案なのですよとしてこく言ったのですが、やることは書いてくれたのですが、区民会議の提案ということは一言も書いてくれなくて、そこはちょっと悲しい思いをしたことはあります。そんな努力もしながら、こういった広報ですとか実際の取組に当たっても、これは区民会議の提案なのだとことを言うていくことが大事なかなとは思っています。

企画調整課担当課長 補足ですが、区民会議について一番市民に届いている媒体があるとすれば、それは恐らく市政だよりの区版だと思われれます。大体どの区も1年に一回ぐらいは区民会議の取組の報告ですとか、2年に一回は委員の募集をしますので、そういった機会に各戸に届くことはあるかなと思っています。

名和田委員 この後の区民会議のあり方についてというのがあるので、区民会議自体はそっちで議論したらいいかなと思うのですが、住民自治、特に区における住民自治ということについて言うと、国際的に見ると言うのが正しいのかどうか分かりませんが、日本の政令指定都市制度というのは異様ですよ。20万、30万の人口があるところに何らの政治的代表者もないというのは非常に異様で、これは何とかしないといけないと私は思います。別に議会を置くまでのことはしなくても、区民会議の選挙制版みたいなものを設けるという提案を横浜市とかもしていると思いますけれども、今のところ地方自治法上行われうるのは「総合区」というのでしたか、区長さんを政治任用にすることだと思えます。そういうことで半歩ずつ進んでいくのかなと思いますが、現状はある意味異様であるという課題意識を我々は持つ必要があるのかなと思っています。

ただ、なかなか難しいと思うのは、それが地域社会側に受け入れられるかという点で、これまた日本は非常に独特で、区レベルぐらいたったらまだよいのかもしれないけれども、選挙で選ばれる代表者についての独特な感情を日本の地域社会は持っている。選挙で選ばれた人は口ばかりだという感情を多くの人が持っていることは否めないのではないか。別に信用していないわけでもないし、そこが配付してくるいろいろな補助金等々は喜んで受け取るけれども、必ずしも全面的にそこに依拠して生活を

組み立てようとはしない。日本の地域社会には政治的代表者に対する独特の認識というか、心構えがあると思います。

そうすると、区民会議は今は諸団体の代表者と公募委員となっていて、地域の中で信用されている人がここに出てくるという構造を持っていますけれども、選挙で選ばれるとなると、どういう目で区民が見るかですね。そこは非常に独特なものがあって、ですから必ずしも地方制度調査会などで議論して小委員会ではまとまるけれども、全体会、総会でしたか、に出てくると結局まとまらない。公職選挙法による選挙を通じて得られた代表者が地域レベル、区レベル、コミュニティレベルに誕生するという事になかなかならない。こうした政治プロセスの問題以外にも、日本の地域社会の独特な政治的代表者に対する意識というのがあるというのも難しいところで、ですから区における住民自治というのはなかなか一筋縄ではいかないなど。選挙制の機関を設ければいいではないかと単純にはいかないと思っています。

この後、区民会議のところで話題になるとと思いますけれども、区民会議の調査審議した結果を実行する住民側の仕組みというのはなかなか難しいわけですね。そこにも調査審議だけをする機関に対する日本の地域社会の独特な意識というのが背景にあるかなと思っています。

伊藤部会長 選挙というと、公職選挙法上の制度という形で日本の場合くくられてしまうので、すごくハードルは高いんですね。今おっしゃったように政治家に対する意識もいろいろありますし、考え方としては地域で独自の選挙の仕組みとかというのはあり得るわけですが、なかなかそこまで踏み込んで制度化していくというのは難しい。あるいは、選ばれた人が今の地方自治体の議員や国会議員とは違う形での政治家のあり方というのも模索し得ると思うんですけども、なかなかそこはうまくいかない。どうしても政治家としてのキャリアの一環の中に組み込まれる可能性もありますし、指定都市の市議会議員や県議会議員との関係というのも非常に複雑なものになり得る。そこにさらに政党が絡むと、いろいろと難しい問題が出てくるということで、選挙制に基づく住民自治のあり方というのは、かなりハードルは高いということです。ただ、考える余地は当然あり得ると思います。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題2の区民会議のあり方について事務局から御説明をお願いいたします。

区調整係長 それでは、資料5でございます。資料5の「区民会議のあり方 検討用資料」でございますが、こちらに沿って説明をさせていただきます。

まず左側、現行の区民会議制度でございますが、こちらは先ほど御説明させていただいたように、目的のところは一義的に自治基本条例、それを受けて区民会議条例というところで主に地域課題の解決を図るための調査審議を行いまして、もって暮らし

やすい地域社会の形成に資するためというように定められてございます。

制度につきましては、先ほど御説明のようなところで調査審議をする所掌事務がございまして、委員の数が20名、任期が2年、専門部会は必要に応じて設置、区民会議参与として市議会議員、県議会議員が必要な助言をすることができるかとされております。

その下、③の自治推進委員会からの提案等とございますが、こちらは平成25年の第4期自治推進委員会からの提案でございますが、1つに、区民会議の調査審議結果を報告で終わらせることなく、具体的に事業を実行していくための仕組みづくりが必要である。次に、区民会議の認知度向上のために、役割・成果等を区民に見える形で情報提供を行うなど工夫を凝らすことが必要である。また、区民が広く関心を持つ地域課題を審議テーマに設定することも必要ではないか。区民会議の運営上の課題や委員の役割及び任期、区民会議参与の位置付け等、区民会議の仕組み自体を整理し、今後のあり方について検討するなどの機会を設けてはどうか。このような提案をいただいたところで、これまで今後の区民会議のあり方という議論をさせていただきました。

2で第6期（平成28年度～29年度）の改善・活性化に向けた取組ということでございますが、こちらにつきましては、条例改正は行わず運用レベルでの改善・活性化を図るということが確認されております。運用レベルで各区の実情に応じた参加の拡充の取組を推進することによって、第6期区民会議の改善・活性化を図る。それから、区役所改革の基本方針との連携・整合を図りながら、住民自治の観点から今後の区民会議のあり方について検討を進めていく。この大きく2点、確認をされております。

3の今後の区民会議のあり方でございますが、こちらが本日御議論いただくところでございますが、まずそれに先立ちまして各区の現状（成果と課題）とございます。

成果としましては、先ほどパンフレットの方でも御覧いただいたところでございますが、開始から10年目を迎えて、各区においてそれぞれの特色を出した運営がなされているところでございます。例えばこれは高津区の例でございますが、地区別に委員を推薦。あるいはまちの魅力を知るツアーや語りカフェを含めた参加型フォーラムの開催等。宮前区のフォーラムの方でかなりの参加を得られていると聞いております。

次に、海拔・浸水表示版の設置、防災マップ作成、公園を活用したコミュニティづくり、緑の保全活動の推進、転入者向けの情報誌やイベントカレンダーの作成、地域カフェの設置など、区民会議が中心となって自ら行動を起こしたり、あるいは市民活動団体等による実践や区役所事業に反映する等の成果を上げているところでございます。

一方で課題もございまして、提案を取りまとめ報告書を作成することが目的となってしまうケースが見受けられる。団体から推薦されている委員が団体に持ち帰

ったり、一委員が実践活動を通じて地域に根づかせるという仕組みの実現が難しい。区政に関するチェック・検証機能を担っていない。委員が地域の課題を持ち寄り審議テーマを設定するため、設定に時間を要する。区民会議参加のかかわり方、認知度の低さ、委員の任期の検証。こういったところが課題として挙げられております。

右側に行きまして②の議論の前提でございますが、各区の現状を踏まえまして、区民会議の目的と照らし合わせて区民会議の機能・役割は今後どうあるべきか。それから、制度ありきではなく、目的達成のために必要な手段や制度は何か。こういったことを前提に御議論いただければと考えております。

③の今後のあり方、議論のたたき台とさせていただいておりますが、こちらは例示という形で並べさせていただいておりますけれども、これを完全に固めてやっていきたいというところで御意見をいただきたいというよりは、御意見をいただく上でのきっかけというか、例えばこういうこともありますよといったところで例示をさせていただいているものでございます。地域課題の再検証ですとか、より担い手を意識した調査審議。担い手となり得るところが余り意識されていないというところもお聞きしております。

それから、区役所改革の基本方針との連携・整合といったところでは、区全体の調査・審議した地域課題だけではなくて、もう少し各地区レベルに落として、より小さな単位での地域課題解決の仕組みの検討というのも必要ではないかと考えております。

それから見える化による認知度の向上。区民会議という名前の認知度向上だけではなく、区民会議は何をやっているのかというところの手法の見える化によって認知度を上げていこうといったところ。

それから協働・連携のあり方基本方針との連携・整合というところで、地域におけるプラットフォームの一端となり得るような仕組みづくりを検討していったらどうか。

それから委員の任期ですとか、調査審議機関から区民会議自体が実践機関へ、あるいは区民会議にハブ機能を持たす、多くの市民の意見を区民会議に反映する仕組みを挙げさせていただいております。

★印がついているところは、必ず必要ということではないのですが、場合によっては条例改正の必要もあるのではないかと考えているところでございます。

下のポンチ絵は上に書いてあるようなところを散らばして書かせていただいておりますけれども、制度を変えずに現行制度内でやっていくということも考えられますし、もし仮に条例改正ということになっていくと、区民会議条例のみならず、自治基本条例も変えざるを得ない。とてもハードルが高いというか、大きなところになってくるところでございます。

それらを踏まえて、これからの住民自治における区民会議のあり方はどのようにし

たらというところで御議論をいただければと考えております。

説明は以上でございます。

伊藤部会長 ありがとうございます。それでは、区民会議のあり方に関する御説明で委員の皆さんから御意見、御感想、御質問等あればお願いいたします。

秋山委員 1つ質問をさせていただきたいのですけれども、課題にもありましたが、区民会議参加が市議会議員だったり県議会議員だったりという、選ばれた地域の代表という位置付けであり、当然こうした場にいらして情報を収集し、それを市政、県政に反映させるという役割を持っていらっしゃる方々だと思っておりますけれども、その方たちというのはどのぐらい参加されているのですか。

区調整係長 参与の参加につきましては、今は平成27年ということで、平成26年度の第1回から3回までの集計により、各区の合計ということで言いますと、第1回が23名、第2回が11名、第3回が13名という形です。余り多い数字ではないということが言えるかと思えます。

秋山委員 地区ごとに差があるのですか。

区調整係長 余り差はないといえますか、そもそもの合計数が示すように、7区で13人とかこういった数字でございますので、2人ですとか3人、場合によっては1人というようなどころでございます。

名和田委員 区民会議は非常に関心がありますので、いろいろあるのですけれども、まず調査審議の機関なので実行が伴わないという基本的な問題があると思うのですね。ただ前市長も、いや、実行に結びつく組織でもあるのだということを強調されておられましたし、今日の資料でも実行の方にも結びつくように検討していくとのお考えとお見受けしました。実践機関へというような方向には、条例改正が必要ではないかと思うのですが。基本的には調査審議の機関であるということと、区という非常に大きな、地方に行ったらかなりの大きな規模の自治体であるようなそういうエリアをカバーしている機関であるという、そこに非常に大きな特徴というか課題のもとがあるように思います。

ほかの政令指定都市の様子を見ても、区レベルで何か制度上の仕組みが設けられてあるというところもありますけれども、特に協働を進めるとかそういうことになる、何らか区の中のより身近な地域を考えざるを得ないと思うのですね。川崎市はそういう仕組みがないんです。例えば参考資料1で仙台市は全く空白になっています。そういう整理の仕方もあるでしょうが、仙台市は、余り十分ではないけれども、足元のコミュニティレベルには仕組みらしきものがないわけではないのです。仙台市の場合には80年代以来のやや伝統的なコミュニティ政策のやり方ですが、中学校区に1つ、何という名前だったか忘れましたが、割と大きな集会施設をつくる。中学校区は2小学校区から成っていて、大きな施設がない方の小学校区については地元自主管理のコ

コミュニティセンターをつくる。この地元自主管理の組織は「市民委員会」という名前なのですね。決してコミュニティセンター管理運営委員会ではなくて、市民委員会という名前で、一応コミュニティセンターを通じて地域課題を解決していくという建前になっている。実際にはコミュニティセンターの運理運営しかしないところが大部分だと思うのですが。ですから、そういう意味では仙台市は区レベルには何もなければ、地域レベルにはそれなりの仕組みがあると言えるのですね。

それから横浜市は区民会議はほとんど消滅しつつあります。まだ5区も設置しているとは知りませんでした。これに対して、コミュニティレベルには地域福祉保健計画の地区別計画を策定し推進する体制があつて、コミュニティレベルには何か仕組みがある状態になっているのですね。

新潟市は確かに区レベルに区自治協議会という名称の、これは大都市の特例の法律上の地域自治区なのですが、しかしさらに、そのもとに、余り機能していないという話も最近聞いたけれども、中学校区ないし小学校区ごとに区分された地域コミュニティ協議会というのを置いている。たしか区自治協議会の委員はそこから出てくるのではなかったですかね。各地域コミュニティ協議会から2名ずつ出てくるのではなかったかと思います。

このように見ると、区に区民会議のようなものがあつて、それこそ住民自治というか、区政に対して区民が影響力を行使する仕組みは重要だと思うんですけども、もう一つ、コミュニティレベルに何か仕組みをつくっていかないと、区ないし区役所の機能は充実しないと思います。そうすると、でもどうやってコミュニティレベルの仕組みをつくるかというのは川崎市ではなかなか難しいのです。本日はわざわざこういうもの（地区割りの地図）をおつくりいただいて、大変ありがたく思います。川崎の場合、地区町内会連合会がエリアとしては広過ぎたり、あるいはないところもあるのかな、一応あるのですかね。そうすると取っかかりになるエリアとして適切なものとしては、民生委員児童委員会協議会のエリア、あるいは地区社会福祉協議会のエリア、中学校区のエリアといったところでしょうか。あるいはこども文化センターのサービスエリアで、こども文化センターをコミュニティ自治の拠点にしていくという方向も考えられるかと思いますが、これは相当時間のかかる話だと思います。ともあれコミュニティ・レベルの仕組みを同時につくっていくということが必要ではないかと思います。

区民会議のことを考えるときに1つ参考になると私が思うのは、法律上の地域自治区制度です。地域自治区制度を採用している自治体では地域協議会という住民代表組織を地域自治区ごとに置くことになるのですが、これは調査審議の機関なのですね。地域協議会は法律上の位置付けは行政の末端機関なので、自分では事業ができない。法律上そういうふうになっているので、地域協議会が地域の総意としてこうありたい

と議決したことを誰が実行するのかという問題が出てくることになります。川崎市の区民会議と同じです。実行するのは、一部は行政でしょうけれども、もう一部は住民自身ですという整理になるわけです。では、地域協議会の議決を執行する別な住民側の体制が必要であるということになって、地域自治区を採用している自治体はそんなに多くないのですけれども、多くの場合、地域協議会の議決を実行するための独占的団体をつくるということが行われています。宮崎市では地域まちづくり推進委員会というものです。

川崎市では、参考資料3の各区まちづくり推進組織、これが格好の上ではそれに当たりそうなんだけれども、これは歴史的経緯がかなり複雑で、区民会議の意向を実施する住民側の組織という性格付けをするわけにも行かないようです。区民会議の議決をこのまちづくり推進組織が実行する、そういう整理には実践的にはなっていない。そういう絵が描けそうな感じが一見するけれども、実際にはそうっていないということです。区民会議以前に川崎市と区民たちが協働してつくった各区のまちづくり推進組織は、少なくとも話し合いだけではなくて、実際に区内の地域課題を解決するための実践をする組織であった、あるいはあるということですよ。

地域自治区では地域協議会の議決を執行する、それ専門の実行部隊が各地域自治区につくられるというパターンが多くあると思います。もう一つ、上越市みたいに地域協議会が地区内で公募をして市民に手を挙げてもらうということがある。このどちらでもいいので、こういう実行のための仕組みを考えると、政令指定都市の場合、区全体にわたる課題もあるかもしれないけれども、多くはもうちょっとコミュニティレベルでの課題ではなかろうかと思うんですね。そういう意味でも区とその下のコミュニティレベルと二層制の仕組みをつくる必要があるのではないかということです。

それからもう一つ、今お話しした地域自治区の地域協議会の意向を受けて実際に事業を執行する体制の問題ですが、なぜそのための独占的住民組織ができるかということ、行政が事業費をつけているからなのですね。地域協議会が交付金を受けて、その交付金の使途を決定して、その交付金を使った事業を地域協議会自身はできないので、独占団体にしてもらうということです。

川崎市の区民会議は、調査審議ということもあって、事業費はそもそも論理的につかないわけです。ですけれども、区民会議を基軸にして、そういったコミュニティレベルの住民組織をつくっていきなり何なりしたときに、地域課題を解決する実践を行う事業費を発想していかないといけないと思うんです。恐らく区における地域課題対応事業費、そういうのを使ってもいいと思うんですけれども、何か事業費を手当てしないとなかなか動きが出てこないという気がします。

中には小さい地域で先進的な取組が行われて、事業費が無いからというので自治会が出してくれたりとかする場合がありますけれども、仕組みとしては事業費をある程

度ちゃんと出さないと動きが起こっていかないという気がするのですね。そういう観点からも、政令指定都市ではこの種の地域レベルのものは二層制にする必要があるのではないかと思います。

地域自治区ですと、さっきは新潟市の例を出しましたが、一般の市だと豊田市でも地域自治区が二層制になっていて、外国で言うとハンブルク市も二層制です。最近また制度が変わりましたが、基本的には二層制になっています。

とりあえずそういうことを申し上げます。

伊藤部会長 事務局の方でいかがでしょうか。

区調整課長 これまで市役所の庁内でも、今、名和田先生がおっしゃられたような、より小さな単位で課題を吸い上げる必要があるという議論は各区の区民会議の中でもされてきたところですが、なかなかそれが単発的には何かできたとしても、仕組みとしてというところにはまだ今行っていないのが現状かと思っております。

区調整課担当係長 資料4の各区区民会議の委員構成ということで、例えば地域教育会議というのが右の方にありますけれども、これが川崎の場合、中学校区ごとに地域教育会議がありまして、そこでいろいろな地域の方々が集まって、これは教育ということにある意味特化した形での話し合いの場なのですけれども、そういったものが実は区の中のそこかしこにあたりする。いろいろな人たちがコミュニティレベルぐらいで集まってやるというのが、この中でも地区社会福祉協議会などもそうなのかもしれませんし、そういうのが幾つかあるので、そういったところとどう棲み分けていくかというのが1つは課題になってくるのかなと考えています。

さっき名和田委員から地域社会の代表者に対する意識というのが特徴的だというお話がありましたけれども、まさにそういうことが地域の中でどう根づいていくのかというのが、ネガティブな意味ではないのですけれども、そこら辺は結構難しいところがあるなというのが正直な感想としてはございます。

名和田委員 恐らく川崎市で区を幾つかに区分した、さらにコミュニティレベルの仕組みらしきものをつくろうとしたときの取っかかりなんですけれども、1つは今の中学校区で地域教育会議、これはかなり教育に特化した、学校などがかかわっているものではないかと思うのですが、中学校区というのが1つ考えられると思います。今地域ではどうしても高齢化しているので、高齢者に視線が行きがちなのですが、高齢者のことばかりやっていると見られるから若い人が町内会に入らないと思うんですね。この際、中学校区というふうにして、実際に青少年、子どもたちにも目を向けるのだと、そういう地域組織をつくっていくというのは一つの取っかかりだと思います。ただ中学校区というのは日本の地域社会の歴史の中で余り地域に根づいていないくりなのですね。だから中学校区でまとまるというのは実は割と難しい。

この数年、横浜市都筑区に青少年育成協議会という仕組みができていましたが、こ

これは中学校区ごとなんです。これに私はかかわったときに、中学校区というのは地域にはなじみのないエリアだから、よほど中学生を中心とする子どものためだということをや所もちゃんと自覚をし、地域の方々もちゃんと自覚をしてやっていかないと、中学校区という区域は風化しますよと何度も何度も申し上げました。風化しそうな時期もあったんですけれども、一応立派に稼働してきたと思います。それは自治会の区域をまたいだりしているわけだから、よほど地域の方々も子どものためだからということで御理解いただいてかかわっていただくようにしないといけないし、役所の方も余りふだんは意識しないエリアなので、意識して進めていかなければならないということだと思います。ともあれこの中学校区というのが一つの取っかかりです。

もう一つは、地区社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会是一緒なのかな。ちょっと違いますか。

区調整課担当係長 大分違うと思います。

名和田委員 地区社会福祉協議会の方がいいと思うんだけど、地区社会福祉協議会のエリアですね。私は川崎市の地区社会福祉協議会の研修会にも参加したことがあるんですけれども、地区社会福祉協議会のエリアは比較的いいのではないかと。かつ自治会も含めていろいろな活動者が集まっているので、地区社会福祉協議会という場は使えるのではないかと想像しております。ですから地区社会福祉協議会をエリアに、かつ最近言われている地域ケアシステムを切り口にしてコミュニティに切り込んでいく、これが第2の切り口だなと思います。

第3の切り口は、さっきも言ったこども文化センターですね。これの現状を私はよく知らないのですが、何か形式論みたいになってしまうのですけれども、少なくともこども文化センター、あと老人いこいの家というのものもあるらしいですが、この種の地域集会施設に地域コーディネーターとしての役割を強く求めて、指定管理者の指定とかそういう機会をとらえてがんがん言って、そこでだんだん地域交流の拠点、地域課題解決の拠点に育て上げていくという取っかかりがあると思います。

以上、3つの取っかかりを、ちょっと時間はかかるかもしれないけれども、何かうまいことやっていただけたらなと思うのです。

伊藤部会長 中学校区を拝見すると、区をまたいだりしているところが結構ありますよね。ですから、ここがまた川崎の独自の問題がかなりあるのかなと思いますし、多分、児童生徒の数が過去急増した地域等に応じて、かなり例外的な区域設定をされている可能性があるんですね。そこがなかなか難しいと、今これを見て思いました。

名和田委員 全国の定番は、地区町内会連合会のエリアなのですね。だけど、それが川崎の場合、ちょっと大き過ぎたりしますよね。

伊藤部会長 私からも質問ですけれども、よろしいでしょうか。先ほど区民会議でそれぞれ提案がなされるということで、このパンフレットの資料2でも、例えば一番上の川

崎区で予防接種の重要性などの理解を深めるチラシを作成・配付とあります。これは住民ないし関係する団体にお任せしてやっていたのか、それとも区の方で一定程度補助なりを出してこういうことをやっているのか。その場合の区から出す予算というのは地域課題対応事業費なのか、それともまた別なのか、あるいはその状況によってかなり違うのか。もしその点、御存じであればお聞かせいただきたいのですが。

区調整係長 区民会議自体は先ほど出ておりますように実行の予算というのではないというところで、結局、提案したものを区民と行政の協働事業につなげていったりですか、あるいはそれを受けてもらえる団体があれば一番いいですけども、地域課題対応事業を使って区民会議発意の事業を立てて、それに予算を投入して、こういうような形でやってというようには聞いております。

伊藤部会長 先ほど名和田委員も御指摘してくださったように、区民会議のあり方をどうするかというときに、実行といいますか、実践的な機能を持たせるということになった場合、もちろん自ら手足を持つというのはなかなか難しいので、提案自体が実行されるような形で制度的に担保するということが考えられるわけです。そこで、例えば各区民会議で提案がなされて了解が得られたものについて、一定の枠内でこういった各区に与えられている独自予算で対応するようなものを一種制度化するとか、そういう方向性も1つ考えられると思います。そうすると、今、参加率がそれほど高くないという区民会議参与の方々も少し関心を持って会議に出てきてくださるのではないかと期待はします。

ただ、この区民会議参与のあり方についても、神奈川県議会の議員が入っている。県議が入っているというのは、ほかの指定都市では多分ない仕組みではないか。私も確証は得られませんが。これは何で入っているのか。かかわる必要がそもそもあるのかどうか。そもそも指定都市における県議の役割というのもいろいろ国の方でも議論になったところなのですけれども、これは条例に載っているものでどうこうするわけにはいかないということかもしれませんが、どうなのかなと。

企画調整課担当課長 条例を制定した当時の阿部市長からは、実は国会議員も入れろという指示がありまして、そういった地域の行政主体、あるいは住民代表である議員の皆さん、それから住民、みんながこぞって地域の課題について議論すべきだという思想だったのですけれども、実際には選挙区と行政区が一致しているというところで、市議会議員と県議会議員までにとどめようということで県議会議員が入ってきたということです。地域の課題については一緒に考える責務があるだろうし、そういったところで有益な情報も得られる可能性もあるだろうということで加わっていただいたということです。

伊藤部会長 情報共有の仕組みとしてはあり得るんですけども、区の課題を何か実現し

てもらうために果たして尽力していただけるものかどうかというのは、県議会議員の場合には若干どうかと思います。ほとんどの権限が指定都市においていますので、交通関係で警察との関係で何かあるとか、県立高校の関係とか、そういうのは多分あるかもしれませんね。

名和田委員 県立高校は、私がかかわっているある地域で県立高校が廃校になって、その跡地利用について県議に陳情に行くからおまえもついてこいと言われて行ったとかありますけどね。

企画調整課担当課長 あと防災の急傾斜地崩壊危険区域ですとか、そういったところの課題というのは一定、県の役割です。

秋山委員 あと医療とか。

企画調整課担当課長 そうですね。ですので、その接点は必要だろうということです。

伊藤部会長 排除する必要はないと思うんですけども、多分今後また、神奈川県はどうなるか分かりませんが、県議会の方の指定都市の中の選挙区の区割り自体、自由化されたといいますか、公職選挙法が改正されて、必ずしも行政区単位の一対一対応ではなくてもいいということになっていますので、もしかしたら長期的には少し変わってくるかもしれないということですね。

名和田委員 今の伊藤先生の区民会議の意向の実現手法なんですけれども、とりあえず区民会議の委員自身が何か行動するという動機付けのようなものから始めてはどうか。確かに区民会議自体は調査審議機関だろうけれども、委員としては発案したらやりたくなるという面もあると思うんですね。まあやりたくないという人もいるかもしれないけれども、やりたい委員は区民会議としての活動の枠内ではないかもしれないけれども、でもそれと関連する実践的な活動として実際やってみる。任期中でもいいし、任期後でも構わないと思うんですけども、区民会議の委員が中心になってそういうグループを立ち上げてやってみるとか、そういうことを推奨するようなことから始めてはどうか。

その場合も事業費がないとなかなかできないので、先ほど伊藤先生がおっしゃったような区の予算をある程度充てるとか、そういう仕組みは考えられるのではないかと。区民会議のパンフレットの中にも、これは区民会議の委員自身が率先して動くというのではないかと思うようなものが結構ありますよね。子育てふれあいカフェの開催などはそういう感じがしますが

秋山委員 それに関連してなのでんですけども、課題のところでもそれぞれの委員の方が所属団体ですとか自分の地域に持ち帰ってその活動を地域に根づかせるところが課題だと書かれているのですが、フォロワーづくりといいますか、漠とした表現になりますが、地域の土壌を耕すという部分、ボトムアップのところを一緒にやっていかないと、この区民会議はそれぞれすごく一生懸命頑張ってやっていらっしゃるのですけれ

ども、ほかの住民、皆さんが参加するということに対するモチベーションをされるというところをやっていかないと多分長続きもしないし、参加というのが広がっていかないのかなと感じるところです。

1つは、自分の関係する問題、先ほど中学校区とかそういう話もありましたけれども、自分の子どもの安全にかかわるとか、あるいは自分の親の介護の問題だとか、自分事の問題というのが、自分が参加することで解決できるのだという、あなたの参加が必要なんです、一緒に地域を変えていきましょうみたいな、そういう呼びかけというのはですか、そういうような部分というのはもうちょっと力を入れていった方がいいのかなというのと、シチズン教育というか、市民教育という言葉がいいのか分からないのですけれども、そういうところが広がっていくような仕組みができるというのと。済みません、ちょっと漠としたことですが。

名和田委員 それは非常に重要な視点だと思うんですね。そう言えば思い出すのに、自分が留学から帰ってきて96年だったと思うんですけれども、あのときは高秀市長がパートナーシップというのを言い出して、いろいろな区で事業があったんです。たまたま私は港南区にかかわって、そこで港南まちづくり塾というのが始まって、塾長さんが事業費をもらって仲間を集めて取り組む、というものでしたけれども、事業終了後も幾つかのグループが残って活動を継続しました。今自分がかかわっている港南区のコミュニティカフェも実はその流れでできたものなのです。あのときのことをいろいろと検証してみると、区民会議に即しても、委員が自ら活動を手がけていく取っかかりが発想できるように思います。区民会議には自治会長さんほか地域で既にエスタブリッシュされた活動をされている方々がおられるわけです。そういう人も含めて議論をして、オーソライズされた形でこういうのをやってみたらいいよねという話が出てくる。かつ初動期の事業費も若干もらえるということであれば、区民会議の中で登場した新しい人材と新しい着想が生かされると思うんですね。

それをゼロからやろうとすると、いろいろなところとぶつかって結局実現しないという話がよくあって、テーマ型と地縁型のマッチングというのもその一環だと思うんですけれども、区民会議の中からそういう動きが出てくると非常に動きやすいのではないかと。確かにぎくしゃくはする時期があると思いますけれども、ゼロから始めるのとは全く違う、ある程度認知された形で動きが始まるというので、そういう先進的な取組の培養器になるような場として考えて推進すると、結構おもしろい動きが幾つか出てくるのではないかと思います。

伊藤部会長 私から、区民会議の性格をどう理解するかということで、実行的な機能も付与する、あるいはそのための何らかの合意形成をするということが1つ考えられると思うのですが、他方で区政のチェック、あるいは検証というのもその資料に掲げられていて、それを現状担っていないということなのですが、川崎の場合、各区は区政

ビジョンとか区政の運営方針みたいなものというのはある程度期間を決めて打ち出し
ているのでしょうか。

区調整課長 横浜のように区政運営方針みたいなものは特にはつくっていません。毎年
毎年、先ほどから話題に出ております地域課題対応事業を今年度どういうふうによっ
ていくかというのは、年度初めに区民会議の委員さんにもお知らせはしているかと思
うんですけれども、そこで何かを決めてもらうということではなくて、区としてはこ
の1年間こういった事業をやっていきますということをお知らせしているという状況
かと思います。

伊藤部会長 区民会議はそこに何らかの決定機能を持つということはないと思いますし、
この制度上あり得ないと思うのですが、その部分をきちんと説明して、かつ事業が
こういうふうに行われたとか、こういう成果があったというところまで含めてきちん
と報告するというような形で、もう少し区民会議との連携みたいなものを強めるとい
う方向性は一つ考えられるのではないかと思います。例えば年度の初回に、今年度は
こういう形で事業費を考えているということで、意見を区民会議で聞く。場合によっ
ては、先ほど出ている予算の枠をつくって、提案があれば、それを区民会議の議を経
て実行していくところまで含めた会議運営をしていくというのも一つの方向性ではな
いかと思います。

他方でもう一つ、これは川崎の独自の仕組みというお話でしたけれども、まちづく
り推進組織というのがある。メンバーを見ると、置いていない区もありますけれど
も、重厚な布陣で、かつかなり実働してもらえそうな方々がたくさん集まっている。
実際の活動というのも地域のレベルでいろいろ多彩に展開されているようですので、
ここの部分と区民会議の関係を整理する必要が出てきているのではないかと、お話を
伺っていて思います。私も実態を知らないのでの的外れな話かもしれないですが、ま
ちづくり推進組織の代表者が区民会議の委員に入っている区もあるということ
なのですが、両者が一堂に会して何か議論する場とか、あるいは活動状況について意
見交換をすることかということ余り行われていないということですか。

区調整課長 あくまで区民会議の中でのということですので、区民会議とまちづくり推進
組織という2者で何か議論というのは恐らくないのかなとは思いますが。

伊藤部会長 なかなか難しいのですが、本来は区レベルでの住民自治の拡充という
こと、あるいは参加協働ということで、いろいろな機会にいろいろな形で展開される
というのも一方であるのですが、区民の方から見て分かりやすい仕組みというのをつ
くらなければいけないのだらうと思うのですね。まちづくり推進組織の活動はかなり詳
細にやっていますし、経費も補助金等を含めていろいろ出ているということですから、
区のレベルで展開するというのと、まちづくりの取組というものを何らかの形
でうまくつなげるような仕組み、かつそれが区民の方にも見えるような形になる必要

はあるという気がします。ただ、幸区と麻生区は置いていないということなので、これもなかなか難しいなという気はするのですが。

名和田委員 今、伊藤先生が1番目におっしゃった話は、たしか前にこの場で私も質問したことがあるかなと思うのですが、区政運営方針のようなものはつくっておられないということですね。私は横浜市の区政運営方針の仕組みというのは非常に危ういなと思っていて、それは前にここで発言したことがあるような記憶があるのですがけれども、さっきの選挙云々と関連した話で、区という大規模な事実上の大都市に1人も政治的代表者がいないというのは、結局、区長がたまたま変な人で変な区政運営方針を出しても、それを選挙で落とすことができないという民主主義上の大問題なんですね。むしろ、選挙ではないけれども、区民会議という住民代表的な機関があって、さっき伊藤先生がおっしゃったような格好でいいと思うのですが、チェック・アンド・バランスというか、チェック機能が働くという、そういう仕組みを持っている川崎市こそ、区役所機能の強化をもっと進めることができるはずです。そういう方向で区民会議を住民自治のための機関として生かしていく余地が川崎市はまだ随分あると思います。

それから2番目におっしゃったまちづくり推進組織との関係で、これは私も実態を余り知らないのですが、区レベルでこういう組織が一応稼働しているということ自体が驚きです。これは単に話し合っているだけではなくて、課題解決の取組をするわけですね。だから、川崎市の大きな資産であるのではないかと思います。これについては事務局というか御担当の方々は、まちづくり推進組織についてどういう感触を持っていらっしゃるのか、ぜひ聞きたいですね。部外者にはこのニュアンスがよく分からないのです。

伊藤部会長 しかも狭い意味のまちづくりに必ずしも限られていなくて、ソフト面のものも含めて、いろいろな事業をやっていますよね。

企画調整課担当課長 区によっても成り立ちからここまでに至るプロセスが全く違っているとところもありまして、まちづくり推進組織がどうとは一概には言えないのですがけれども、区民会議から見た場合に、実は区民会議条例を作ろうとしたときに、その時点では区政推進会議とまちづくり推進組織があって、一方はおっしゃられるように区の自主事業の審査を行うような機能が付与されて区政推進会議だったのです。

一方、まちづくり推進組織は、当時は区づくり白書というのをつくった時期があって、そこに携わった方の引き続き何かやりたいという熱意で、その後も引き続き活動されてきたという経過で今に至っていると思うのですがけれども、どちらかというところ理屈ではなくて手足を動かしたいという人たちで、それは参加の手がかりとしては一つは意味があったと思っています。区民会議条例をつくるときに、まちづくり推進組織をどうしようかという議論が実際ありまして、何かこの際うまく整理できないかとい

う議論もあったのですけれども、区民会議自体は区政推進会議の流れを汲む調査審議に特化して、その結果を受けとめて実践につなげる広がりを持たせる住民の主体の一つとしてまちづくり推進組織を置いておいてもいいだろう、そういう整理をいたしました。ですから、そういった形でここまで至っているというのが一つの経過としてはあるかなと思っています。実践につなげる仕組みをいろいろ想定はしたのですけれども、なかなか想定したとおりになっていないというのが現在の課題ということでございます。

名和田委員 この経費は委託料と書いてあるんですけども、運営するためのコンサルへの支払いということですか。実践のための事業費なのでしょうか。

企画調整課担当課長 会議を運営するためのコンサルへの委託料が中心です。

名和田委員 コンサルというか、支援者をつけているというのはなかなか充実しているなと感じます。だから、この仕組みが消滅しないで機能しているのでしょうか。横浜市みたいに区民会議というのはどんどん衰滅していくのは、お金がついていないからということもあるかと思います。

伊藤部会長 区民会議のあり方を考える上で、まちづくり推進組織との関係は整理しなければいけないと思うので、あり方の中では項目としては考えなければいけない部分があるかもしれないですね。実際、区民会議で提案がなされたことを、まちづくり推進組織と協力したり、あるいはそちらにお願いしてやっていくという事例はあるのですか。

企画調整課担当課長 それはあると思います。実際、私は宮前区で区民会議を所管する部署に携わりましたが、まちづくり推進組織からのメンバーも入っていますので、そこをうまく融合しながら解決に向けた取組に少しかかわっていただくようなことは実際にありました。

伊藤部会長 区民会議の実行機能を持たせるという場合に、まちづくり推進組織と連携していくというのは一つの方向性としてはあると思いますし、実態としてもそれが行われているので、もう少しそこはきちんと整理した形で両者の関係というものを考えていく。別に下請けをやってくださいというわけではなくて、当然、まちづくり推進組織の方からの提案が区民会議でも提案されて、それに対して一定の区からの対応が出る。双方向で協力していくという体制はもう少し区民の目にもきちんと見える形で整理する必要はあるのかなと、今お話を伺っていて思いました。

名和田委員 大分先の話なのかもしれませんが、さっき地域自治区と比べながら言ったのですけれども、地域自治区の経験というか、ほかの自治体の経験でもあるのだけれども、そうやって調査審議し議決する機関と、その議決を執行する機関が分かれた場合に、日本の地域社会でどっちが権威を持つかということ、結局執行する方なんですよ。だから地域自治区で地域協議会の権威はだんだん薄まるんです。だんだん影が薄

くなって、実際に課題を解決して体を動かしている方がメインになるんですね。そこに予算もついている。「地域協議会というのは何をやっているの？」みたいな話になる。かつ私がさっきの御説明で非常に気になったのは開催頻度です。年4回でしょう。世の中の地域自治区の地域協議会も4回ほど少なくはないけれども、6回とかそんなものなのですね。それに対して、推進組織、実行部隊の方は頻繁に会合しているわけです。そうすると、だんだん議決機関の方が影が薄くなっていくという傾向が見られます。もしさっきの伊藤先生が整理されたようなすっきりした格好になった暁にはぜひそのバランスを配慮していただきたい。民主的に決定するという局面も大事ですよ。それこそ住民自治で、その影が薄くなってしまふのは非常によくない。

そのためには会議の開催頻度がもうちょっとフレキシブルにならないといけないでしょう。地域自治区の地域協議会の開催頻度は予算に規定されているのではないかと。わずかでも会議手当みたいなものを出しますので、そうすると開催回数が決まってしまうということになってしまっているのではないかと思います。ちょっと先の話ですけども、一応申し上げました。日本では口だけの人はなかなか信用されないというのと同じ筋の話です。

伊藤部会長 区民会議の委員を経験された方ですとか、あるいは今、委員になっている方にアンケートとかそういうのはとって、課題とかを聴取しているとかということはあるのですか。

区調整係長 先ほどのパンフレットの一番後ろにありました7区交流会は1年に一回開かせていただいているのですが、そこでアンケートという形で区民会議の課題、今後どうすればよいかという項目でお聞きしたりということもあります。

伊藤部会長 その結果、今日の資料5の課題というか、報告書作成が目的になっているといったような意見もあるということですか。

区調整係長 こちらに書かせていただいた課題というのは、どちらかというとも各区から上がってきたような、行政側が考えている課題を書かせていただいておりますが、委員さんが出している課題は全く違うことを言っているということではなくて、任期のことですとか、あるいはどうしてもテーマ設定に時間を要してしまって難しいとか、地域に課題を持ち帰って実現するということがなかなかできない、そういったところが委員さんとも共通した課題であると認識しております。

伊藤部会長 私の勝手な印象ですけども、全体として平場で議論してもらっている感があって、参加する方も一定の方向性が見えないと成果が出てきづらいという気はします。そこは先ほどの事業との関係ですとか、あるいはそれぞれの地域の各団体との関係等、私個人としては、余り議論を誘導してはいけないと思うんですけども、もう少し区役所の側がコミットする形で議題なり提案なりを整理するような方向性は示してもいいのではないかと思います。そうすると、年3回、4回というのはかなり少な

くて、もう少し密に議論してもらおうという機会をふやしてもらおうことも必要なのではないかと思います。

区調整課担当係長 実際に専門部会がございまして、そこでの議論というのはかなり密に行われています。ただ、今、伊藤先生がおっしゃったように、行政側も当然事務局として入るんですけれども、そこで委員さんたちとコミットしながら一緒に議論していくかという部分が、結構区によって、あるいは担当者によって違うスタンスがあって、それは区民会議なのだから区民の皆さんで話し合ってくださいとやる場合もあれば、行政も一主体として一緒に議論に加わって、一緒になって解決策を考えていくということをやられたり、それが時と場合によって違うというのがあります。でも、先生がおっしゃるように、そういったことをやっていかないと、なかなか方向性が見えてこないというのはそうだと思いますので、それはそのようなことで受けとめさせていただければと思います。

伊藤部会長 会議の運営の仕方の工夫みたいなところは、少し方向性として打ち出してもいいのではないかと思います。

区調整係長 資料3の開催回数が、部会を含むということで96回とございますが、全体会議で言うと20数回ということになりますので、残りの70回ぐらいは専門部会ということで、実際の調査審議の詳細なところの議論はこちらの専門部会の方でなされているというところが現状となっております。

区調整課長 テーマの選定につきましても、区によってこれも多少差はあるかと思うのですが、全く平場で、さあ皆さん、聞いてくださいということは恐らくなくて、行政の方で幾つか候補を出して、当然その理由も添えて、その中で最終的に決めるのは委員さんたちだと思うので、結果的に全然違うテーマになることももちろんあると思いますが、それぞれ行政としての考えはお伝えした上でテーマを決めていただいているとは思っております。

区調整課担当係長 先ほど名和田先生から二層制というお話があったのですが、本当にそれはいいなと思いつつも若干の懸念がございまして、例えば地区割りをしてそこでやっていくということ、制度としてその地区地区で会議体をつくっていく、仮にそういった制度をつくっていくと、制度を回すことが往々にして仕事になってしまっていて、それで何か成果を得ていく、課題を地域の人みんなで解決していくというそこまで行き着かなくて、ヒーヒー言いながら地域の会議を回していくということになりがちだというのが正直な思いとしてはあって、地域の中でやっていきたいと思いつつも、そこをどうしようかというのは正直悩みどころです。それは行政が考えろと言われれば考えなければいけないのですが、そういう方向性で行きたいと思いつつ、今そこはどうしたらいいのかというのが悩ましいとは思っているところです。こうしたらというのがもしあれば。

名和田委員 秋山先生の御意見も聞きたいところですが、さっき3つ切り口を申し上げたのですが、福祉系の切り口をとる場合は、社会福祉協議会にも入ってもらった上で、地区担当チームみたいなものをつくる。今、横浜市がやっているものですが、政令市の場合、役所機能は薄いので、各地区に事務所をつくったりとかはとてもできないと思うんですね。だから地区担当制みたいなことをやって、そこは独自の研修をしたりマニュアルをつくったりしないといけないと思いますけれども、余り手をかけ過ぎると、どんどん地区担当職員の仕事がふえてしまうので、つかず離れずで地域の自主性を引き出すような、そういうスキルを身につけてくれないと困ると思うのですが、そういうやり方が一つあるかなと。

それから、さっき言った切り口のうちの集会施設を切り口にする場合は、各集会施設の自由に動けるコーディネーターみたいな人と区役所とがペアになって地域に入っていくというふうになるかなと思います。

そういう地区担当みたいなことを、かつ役所だけではなくて、社会福祉協議会とかあるいは集会施設の管理者とか、そういうところとチームをつくってやるというのが私の差し当たりのイメージですが、どうでしょうか。

秋山委員 先ほど「臨機応変」という言葉が出てきましたが、まさに地域によって、同じ会議をやっても出ているメンバーの能力の差と言うと語弊があるかもしれませんが、キャラクターによって、行政の方のかかわり方の戦術を変えたりとかファシリテーションを変えたりとか、すごくいろいろなことが求められてくると思います。同様に、地域によってフォーマルな資源は把握できていると思うんですが、インフォーマルな資源というのはバラエティに富んでいると思いますので、そのテーマに合わせて資源の組みかえとか、ネットワーキングの組みかえをやったりとか、あるいは、ない資源を開発していく能力というのが恐らく地区担当という方には求められているのかなと思います。

今回これを見て、これだけ多くの調査をこんな少ない会議回数ではできないなと思っていたら、やはりワーキンググループですか、下の会議がかなりの頻度で開催されていてここまでまとめられているということなので、恐らく既に各区でさらにもっと小さい地域の中でのそういうことというのは既にされているのかなという気はするのです。でも、それというのは暗黙知みたいなものを仕組みとして言語化していくとか、どういうふうにやっていったらいいのか。

名和田委員 そういうことを考えると、地区社会福祉協議会ソリューションが一番いい。福祉業界にはそういったノウハウがありますよね。

秋山委員 あります。コミュニティソーシャルワーカーなどが特に得意としている部分だと思いますが。

名和田委員 そういう仕事のスタイルに区役所の職員——みんなが行くわけだから市の職

員ということになるのだけれども、なれていかなければならないと思うし、その意味で人材育成基本方針とかでもそういう方向性を出さなければいけない。出しておられると思います。

秋山委員 前回の会議で「プロフェッショナル」について話が出ていましたが、どうなのですか。ぜひ教えていただきたいと思ったのですが。

名和田委員 区役所へ言って地域振興とかに配属されたら、まずどういうふうに。

秋山委員 そういう教育を受けるのですか。

名和田委員 そういふのはないですよ。だから実践で、会長さんのところへまず行って。

区調整係長 私は地域振興が長かったもので、まず地域の人の信頼を得なければいけないので、まずそこですね。基本は地域に出ていけということなのでしょうけれども。

区調整課担当係長 体系的に地域の人たちとやるようなシステムは今のところはなくて、それは何とかしていかなくてはいけないと思っはいるのですが、それはこれからの取組になっていくのかなと。これまで行っていく中で、もまれながらやっていくというか、私などは市民の人たちに、職員を育てるのも市民の仕事ですよとか言っていたのですけれども、現実はその感じなので。ただ、それではこれからの地域づくりに向けて心もとない部分がありますし、本当にその職員のパーソナリティ任せになってしまうので、パーソナリティももちろん重要なのですけれども、それだけではない仕組みみたいなものを考えていかなければいけないと思っています。

秋山委員 場づくりですとかファシリテーション自体が実は専門性だと思っはいますね。今までそういうのは専門スキルと余り捉えられずに、暗黙知でやってきた部分というのはあると思っはいますけれども、そういうものを恐らく今後、地区担当に特になられる方はもちろん、市役所職員の教育プログラムの中に入れていく必要があるのかなと。

区調整課担当係長 人材育成課長は本日同席していませんので、申し伝えておきます。

名和田委員 その辺の暗黙知は我々研究者もなかなかサイエンスにしにくいという感じがあつて、むしろ実践ベースで結構ノウハウ的にまとめられているみたいな、例えば横浜の市民活動支援センターの管理運営団体の市民セクターよこはまというのは、そういう協働のツボみたいな冊子をまとめたりとか、ああいう形で体系化されつつあつて、学者はそういうことをなかなかやらないというか、やれない。

秋山委員 いわゆる科学にはならないのですが、よく一人称研究などというものが福祉だったりとか社会学の方ではあつたりします。結局それをどう言語化していくかという感じなのですかね。言語化したものの積み重ねから、自分を取り入れられる部分を取り入れていくというやり方しかないのかもしれませんが。

区調整課担当係長 実感的にはよく分かります。

伊藤部会長 区民会議制度のもとでも会議の運営の仕方、あるいは地域とのかかわり方を

含めて、職員の能力開発といえますか、そういうところも実は課題だと思います。区役所の職員体制のあり方を含めて課題だということだと思います。

秋山委員 感想みたいな話になってしまうのですが、自治運営の基本原則の、ここにも情報共有、参加、協働と3つ書かれています。この中で大前提になるものというのが情報共有だと思います。情報共有というのは単に情報を開示するということではなくて、確実にその情報が届くという部分が大事だと思います。それを考えたときに、区民会議で議論されたことを伝えるということも大切なのですが、それ以前に、あなたの地域にはこういう組織がある、こういう仕組みがあって、そこにあなたは参加する資格があるのですよということ、その情報自体が伝わっていない。次に、それに参加する動機付けをこうしていくという情報を届ける活動が全ての基本になっていくのかなと思っています。こういうのというのは、砂漠に水をまくような感じのところがあるかもしれないのですが、本日ご専門の伊藤先生、名和田先生が御議論されていた仕組みづくりと同時並行でやっていくことで、すぐには結果は短期間では出ないかもしれませんが、市民性を育てていくということをやっていけるといいのかなと思いました。

伊藤部会長 川崎はまだ人口が増えていて、新しく転入してくる方というのは結構いるわけですね。そういう方をターゲットにして、区民会議を含めた市民自治の仕組みをより積極的にお知らせする。区役所に住民票を移してきたときにアピールするとか、そういう地道な努力も少し必要ではないかという気はします。むしろそういう方がこれから川崎の中で主役になっていく可能性は多分にあると思いますので。伝統的に地域で活動されている方は多分区民会議の存在を知っているということですが、そうではない方の方にアピールしていく機会というのはいろいろ手段も情報化も進んでいますので、考えられると思います。

よろしいでしょうか。区民会議について今回議論いたしましたけれども、これはほかの論点にも当然かかわってくることで、また改めてかかわりがあるところで議論ができればと考えております。

それでは、時間が参りましたので本日の議題は終了いたしますが、その他で委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、事務局に議事進行を戻したいと思います。

区調整課長 ありがとうございました。

それでは、事務連絡をさせていただきます。次の部会の開催日程でございますが、一度10月30日開催と御案内させていただいておりますけれども、10月下旬頃を目安に改めて調整をさせていただきたいと思っております。

3 閉 会

区調整課長 それでは、以上をもちまして第3回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会を終了させていただきます。

午前11時34分閉会